

第23回福島県障がい者技能競技大会実施要綱

1. 趣旨

障がい者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的とする。

2. 大会名称

第23回福島県障がい者技能競技大会
ーふくしまアビリンピック2024ー

3. 主催

福島県
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部

4. 後援

厚生労働省福島労働局 福島県教育委員会 福島県職業能力開発協会
公益財団法人福島県身体障がい者福祉協会 福島県障がい者社会参加推進センター
福島県授産事業振興会 公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会
福島民報社 福島民友新聞社 NHK福島放送局
福島テレビ 福島中央テレビ 福島放送 テレビユー福島
ラジオ福島 ふくしまFM 福島リビング新聞社

5. 日程及び会場

- (1) 令和6年7月6日(土) 9時00分～16時00分(予定)
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部(ポリテクセンター福島)
(住所:福島市三河北町7-14)

6. 大会運営

福島県障がい者技能競技大会実行委員会が行う。

7. 競技種目及び定員

- | | | |
|----------------|----------------|-----|
| (1) ワード・プロセッサ | (身体・知的・精神障がい者) | 8名 |
| (2) パソコンデータ入力 | (知的障がい者) | 10名 |
| (3) 縫製 | (知的障がい者) | 6名 |
| (4) 喫茶サービス | (身体・知的・精神障がい者) | 10名 |
| (5) ビルクリーニング | (身体・知的・精神障がい者) | 16名 |
| (6) オフィスアシスタント | (身体・知的・精神障がい者) | 8名 |

8. 競技参加資格

次の（１）から（４）のすべてに該当する方

- （１）令和６年４月１日現在で満１５歳以上の者であって、次のいずれかに該当する者。
- ・障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第２号及び第３号に規定する身体障害者。
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第４号及び第５号に規定する知的障害者。
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第６号に規定する精神障害者。

- （２）県内居住者又は県内の事業所に勤務する者、もしくは県内の学校に通学する者。但し、勤務先事業所等の参加承諾が得られる者。

- （３）競技時間に十分耐えられる健康状態にある者。

なお、縫製は、競技中１名の指導者を付けることを可能とし、口頭での援助を認めるが、実際に口頭での援助を行った場合は減点対象となること。

- （４）参加を希望する種目において、下記のイ及びロを満たす者

イ 直近５回の全国障害者技能競技大会で金賞を受賞していないこと

ロ 全国障害者技能競技大会に３回連続して参加していないこと

9. 競技参加手続き

- （１）競技参加希望申込

競技参加希望者は、別に定める申込書により持参又は郵送により申し込む。

- （２）申込書提出先

福島県障がい者技能競技大会事務局

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部高齢・障害者業務課）

〒960-8054 福島市三河北町7-14

電話 024-526-1510 FAX 024-526-1513

- （３）募集期間 令和６年４月１日（月）～令和６年５月１５日（水）

郵送する場合は、締切日の消印までを有効とする。

持参する場合は、募集期間内の平日の９：００から１７：１５までとする。

10. 競技参加者の決定

- （１）競技参加資格を確認のうえ、原則として申込み受付順に参加者を決定し、ゼッケン番号も同様とする。ただし、ゼッケン番号については、競技位置や順番に影響することから合理的な配慮が必要な場合等において、大会事務局で調整する。

なお、定員を超える申込みがあった場合、大会の趣旨に鑑み、より多くの事業所等から参加していただきたいことから１競技種目に複数の申込みがあった団体（企業）において調整する。

- （２）決定された競技参加者は、本人及び事業主又は推薦団体等に令和６年５月２７日（月）までに通知する。

1 1. 競技の実施に関する留意事項

- (1) 競技課題は、大会に支障のない範囲で大会の約 1 カ月前に公表する。
- (2) 競技時間は、原則として 3 時間以内とする。

1 2. 審査及び表彰等

(1) 審査等

- イ 競技の審査は別に定める審査基準により、競技委員が審査を行う。
- ロ 競技の成績の審査・評価に当たっては、障がいの種類・程度は考慮しない。
- ハ 得点及び(2)以外の成績順位は公開しない。

(2) 表彰

表彰は、種目ごとに次の賞各 1 名とする。ただし、審査により各賞の基準を満たさず該当者がいない場合はこの限りでない。

- イ 金賞（福島県知事賞）
- ロ 銀賞（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部長賞）
- ハ 銅賞（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部長賞）

(3) 競技参加者全員に、参加賞を贈る。

1 3. 競技参加経費

参加費は無料。競技参加者及び主催者が必要と認めた競技参加者の介助者については、所定の規定により交通費を支給する。

1 4. 保険の加入

競技参加者に対し、主催者の負担により傷害保険に加入する。

1 5. 個人情報の取扱い

参加者に係る個人情報については、以下のとおり公開対象とする。

(1) 競技参加者等の情報

- ・競技参加者の氏名、所属事業所等の名称。
- ・金賞、銀賞及び銅賞の成績区分ごとの入賞者氏名及び入賞者所属事業所等の名称（得点は除く。）。

(2) 参加者の写真、映像等

- ・主催者による記録、広報用の撮影。
- ・報道機関等による取材等の撮影。

1 6. その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 大会事務局を、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部高齢・障害者業務課（住所：福島市三河北町 7-14）におく。

- (3) 当大会は全国障害者技能競技大会の予選を兼ねることとし、原則として今大会の金賞受賞者は、当年度の全国障害者技能競技大会において全国障害者技能競技大会の参加資格を満たす場合、該当種目の出場推薦者となる。

福島県障がい者技能競技大会事務局

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

福島支部 高齢・障害者業務課

〒960-8054 福島市三河北町7-14

電話 024-526-1510 FAX 024-526-1513